

鳥取県訓令第6号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、<u>総務部名古屋代表部</u>、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、<u>農林水産部全国植樹祭課</u>、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあつては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">鳥取県</td> <td>鳥取県西部総合事務所県民局</td> </tr> <tr> <td>西部総合事務所</td> <td><b>鳥取県西部総合事務所国際マンガサミット実施本部</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県西部総合事務所農林局（西部農業改良普及所大山普及支所を除く。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所</td> </tr> </table>	略		鳥取県	鳥取県西部総合事務所県民局	西部総合事務所	<b>鳥取県西部総合事務所国際マンガサミット実施本部</b>		略		鳥取県西部総合事務所農林局（西部農業改良普及所大山普及支所を除く。）		鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部東京本部、総務部関西本部、<u>総務部名古屋本部</u>、総務部行財政改革局職員人材開発センター、<u>企画部新生公立大学設立準備室</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。）、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第15条第1項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあつては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">鳥取県</td> <td>鳥取県西部総合事務所県民局</td> </tr> <tr> <td>西部総合事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県西部総合事務所農林局（<u>大山農業改良普及所</u>を除く。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県西部総合事務所農林局大山農業改良普及所</td> </tr> </table>	略		鳥取県	鳥取県西部総合事務所県民局	西部総合事務所			略		鳥取県西部総合事務所農林局（ <u>大山農業改良普及所</u> を除く。）		鳥取県西部総合事務所農林局大山農業改良普及所
略																									
鳥取県	鳥取県西部総合事務所県民局																								
西部総合事務所	<b>鳥取県西部総合事務所国際マンガサミット実施本部</b>																								
	略																								
	鳥取県西部総合事務所農林局（西部農業改良普及所大山普及支所を除く。）																								
	鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所																								
略																									
鳥取県	鳥取県西部総合事務所県民局																								
西部総合事務所																									
	略																								
	鳥取県西部総合事務所農林局（ <u>大山農業改良普及所</u> を除く。）																								
	鳥取県西部総合事務所農林局大山農業改良普及所																								

略	略
略	略
<p>(4) 地方機関等 地方機関、総務部東京本部、総務部関西本部、<u>総務部名古屋代表部</u>、総務部行政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、<u>農林水産部全国植樹祭課</u>、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。</p>	<p>(4) 地方機関等 地方機関、総務部東京本部、総務部関西本部、<u>総務部名古屋本部</u>、総務部行政改革局職員人材開発センター、<u>企画部新生公立大学設立準備室</u>、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。</p>
(5) 略	(5) 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。